

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4 - 70	包装用容器等

<b>対応する旧意匠分類</b>		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
F4 - 50	—	包装用容器
F4 - 510	—	包装用瓶
F4 - 52	—	包装用缶
F4 - 530	—	包装用箱
F4 - 54	—	包装用容器
F4 - 56	—	包装用かご
F4 - 570	—	包装用押し出しチューブ
F4 - 58	—	包装用アンプル
F4 - 61	—	回転繰出し型包装用容器
F4 - 620	—	噴霧器付き包装用容器
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
<b>再掲載指示</b>		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
<p>1. この分類には、商品を販売したり、展示、保管、運搬するにあたって、その商品を一時的に収納してその商品の状態を保護するために施される金属、ガラス、木、紙、プラスチック等の瓶、缶、箱などの一定の形態を保つ剛性に富む、反復使用を目的としない使い捨てられるような容器等が含まれることとなります。</p> <p>ただし、以下に分類されるF4 - 710包装用容器～F4 - 770包装用容器(押し出しチューブ型)に含まれるものが除かれますので、実質上、なにも入らない空分類として運用されます。</p>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<p>1. 以下に分類されるF4 - 710包装用容器～F4 - 770包装用容器(押し出しチューブ型)に含まれるものが除かれますので、実質上、なにも入らない空分類として運用することとなります。</p>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		